

令和3年度第2回（第54回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和3年7月24日（水） 於：外務省396号会議室	
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕, 宮本 和之, 門伝 明子, 増井 良啓	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/7 件	審査対象： 令和2年度第4四半期 リモート開催
一般競争方式（上記以外）	4/56 件	
指名競争方式	1/3 件	
企画競争に基づく随意契約方式	1/13 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	3/33 件	
合計	112 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	会計課調達官より「『令和2年度外務省調達改善計画』年度末に係る自己評価」について報告をし、各委員より了解を得られた。	

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>②－12：『「日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式」航空機チャーター便提供」業務委嘱</p> <p>○毎年本契約事業者が応札しているのか。</p> <p>○毎年の参加者数は何人か。</p> <p>○入札書類の押印廃止の現状はどうなっているのか。</p> <p>○仕様書では座席数が130人程度となっているが、参加者が90人程度ということは、新型コロナウイルスの影響を鑑みたということか。</p> <p>○延期した際、事業者に支払いを行ったのか。</p> <p>⑥－25：「国会便覧、政官要覧、国会議員要覧」の購入</p> <p>○随契理由が慈善のための救済施設からの買い入れとしているが、安価な調達あるいは障害者就労施設からの調達を目的としたものか。</p>	<p>●その通り。</p> <p>●90人程度だが、今年はコロナもありより小規模の見通し。</p> <p>●書類の押印廃止に関しては、既に決定しているが、書式の改訂が未了であり、まだ本格運用に入っていない。早めに整理していきたい。</p> <p>●令和2年度の実施は延期した。（延期の経緯につき説明） （注）硫黄島顕彰式に参加する遺族は90名程度であり政府・国会議員関係者を含めると100人強となる。</p> <p>●令和3年4月1日付で期間延長契約を締結しており、支払いは行っていない。</p> <p>●当省においては、障害者優先調達推進法の施行に伴い、障害者就労施設からの物品等の調達を推進しており、本件の購入調達については予決令99条第16号の22を適用し調</p>

委 員	外 務 省
<p>○本件物品は毎年購入しているのか。</p> <p>○説明によると9月の内閣改造を受けて、とのことだが3月に調達している理由如何。</p> <p>○調達部数が相当量となっているが、毎年、この部数が必要なのか。</p> <p>②-29：「新庁舎執務室のレイアウト変更に伴う什器等」の購入</p> <p>○本案件は什器の購入となっているが、工事も含まれているか。什器の購入と工事を分けて調達した場合、金額等が変わるものであったか。</p> <p>○件名上は購入となっているが、書類を見ると役務の内容も含まれているかと思われる。</p> <p>○許認可が必要な工事は含まれているか。</p> <p>○建設業法上の工事ではないという理解でよいのか。</p> <p>○一者応札となったことから2者にヒアリングを行っており、ヒアリング結果には調達仕様書の見直しを検討するとあるが、仕様書の見直し内容はどのようなものか。</p> <p>○入札への参加資格が「B」「C」「D」となっているが、「A」の参加は可能であったのか。仮に参加可能であった場合、入札事業者が増えていたと考えるか。</p> <p>○入札業者であるフォーサイトの名刺には「外務省担当」との記載があるが、懇意な関係により外務省から業者に対して指名を行っているものか。</p>	<p>達を行った。</p> <p>●9月の内閣改造、自民党の役員交替、常会開会時には常任委員会の交替等が行われており、官公庁幹部の情報等も掲載されている。業務上、最新の情報が必要なため、毎年購入している。</p> <p>●発行時期が2月と8月となっているため2月に発行されたものを調達している。</p> <p>●省内の必要部数を調査し調達している。ご指摘を踏まえ今後は調達部数を検討したい。</p> <p>●什器の購入と設置を含めた調達である。分けて調達した場合、より高額なものとなっていたと推測する。</p> <p>●件名上は購入となっているが役務も発生することから、物品購入と役務が正確なものである。</p> <p>●什器の購入と、撤去、什器やカーペットの設置を行うものである。</p> <p>●然り。</p> <p>●ヒアリングにおいて、今回は年度末と重なるものであったことから辞退した、との回答があったことを踏まえ、履行期限や調達時期を考慮してより多くの事業者が入札できるよう調達を行うようにする。</p> <p>●調達のルールで金額により入札できる業者の等級が決まっており、今回の調達金額であると「B」までの等級となる。</p> <p>●業者がどのような経緯により担当を指名しているのかは承知していないが、一般的には各業者は各省庁担当を割り振っており、必要があれば同担当者に連絡を行うことが一般的</p>

委 員	外 務 省
<p>②-52: 「Surface 用接続アダプタ」の購入</p> <p>○一者応札の理由として十分な準備期間が取れなかったためとの記載があるが、なぜ緊急随契ではなく一般競争入札としたのか。</p> <p>②-17: 「『外交青書（外交青書 2021）』（閣議版、日本語版及び英語版）にかかる編集、英語翻訳、製本印刷、発送」業務委嘱</p> <p>○閣議版と市販版について、写真や内容についての違いや、読者に向けた工夫等はあるか。</p> <p>○受注事業者について、以前も当該業者が受注しているのか、又は毎年が変わるのか。競争性の確保は重要であると考える一方、受注業者が毎年変わるとデザイン等の継続性や統一感が失われ、読者の側に混乱が生じる恐れもあると考える。</p> <p>③-2: 「在スリランカ日本国大使館増改築工事」業務委嘱</p> <p>○指名競争入札とした理由は何か。指名先は契約業者のみか。</p> <p>○他社が本入札に参加しなかった理由は何か。</p>	<p>である。</p> <p>●新型コロナウイルス感染症が流行している現状で緊急的にテレワーク並びに WEB 会議の体制を整える必要があったが、このような状況下であっても競争による調達を追求すべきと判断し一般競争入札を行った。他方、今後は端末用に追加で物品が必要とならないよう機種選定の段階から、より慎重に検討を行いたい。</p> <p>●閣議版には写真を含め、市販版の 9 割以上の内容を含んでいる。市販版には、閣議版の内容に加え、年表等の資料編を読者用に加えている。なお、資料編の作成には一定の時間を要する。</p> <p>●5 年以上、当該事業者が受注している。同社からは、外交青書のほか、政府発行の白書類の半数以上を請け負っていると聞いており、白書類を作成するノウハウを有していると考えている。</p> <p>●外交施設の保秘の観点から、適切な実績を有する企業による指名競争入札としている。興味を示す企業は他にもあったが、応札に至ったのは契約業者のみであった。</p> <p>●1 社は、新型コロナウイルス感染症の影響による他工事遅延に伴い人繰りがつかなくなったためであり、もう 1 社は、新型コロナウイ</p>

委 員	外 務 省
<p>○本入札の落札率は、他の同種入札と比較して高いか低いかな。</p> <p>○入札説明書に記載されている競争参加資格のうち、過去の実績として対象となる国の範囲はどのように決定しているのか。</p> <p>○入札における我が国消費税と現地租税公課の取り扱いについて。</p> <p>⑥-32：「在スリランカ日本国大使館増改築工事に係る設計意図伝達」業務委嘱</p> <p>○工事監理とは別に本業務を委嘱するのが一般的であるのか。</p> <p>○工事監理業務も行っているのか。</p> <p>○予定価格における諸経費率はどのように設定したものか。</p> <p>④-5：「経済紛争処理（WTO等）に関する弁護士事務所への法的支援」業務委嘱</p> <p>○委託先となる弁護士事務所の選定は、スポット的なものか、それとも継続的な関与を念頭に置いたものか。</p> <p>○本件は公募型企画競争であるが、他に参加を希望した事務所はあったか。</p> <p>○本件のように委託内容が不定型の場合、価格設定が難しいと思う。事務所側の見積りも、案件の内容に応じて金額が変動することを前提にしているが、請求額の決定に当たって工夫したことはあるか。</p>	<p>ルス感染症による出入国制限のため、入札価格算出に必要な現地調査が実施できなかったためである。</p> <p>●落札率を一概に論ずることは困難だが、予定価格は専門業者による積算に基づいており、適切な内容と認識している。</p> <p>●工事实施国の地域特性及び本邦建設企業の進出状況等を勘案した上で、適切と考えられる範囲としている。</p> <p>●海外工事では我が国消費税は課税対象外であるが、現地租税公課については相互主義等に基づき個別に設定している。</p> <p>●国土交通省が所管する官庁営繕工事の基準に則り実施しているものである。</p> <p>●工事監理業務も別途発注している。</p> <p>●国土交通省基準の官庁施設における設計業務等の積算要領に基づいている。</p> <p>●スポット的な委託というよりは、国内弁護士事務所及び所属弁護士にこの分野の知見を蓄積していただき日本政府としてもその知見を活用できるよう、中長期的な視点からの事務所の開拓や関係構築を重要と考え選定した。</p> <p>●応募は一者だけだったが、説明会には他にも参加した事務所があった。</p> <p>●海外の法律事務所への委託契約の経験の中から、どのような委託内容にどの程度の作業や金額を要するかについての一応の目安はあり、それを参考に設定した。海外の法律事務所への委託事業においても、案件が想定以上に複雑であったなどの理由でチャージ額が超</p>

委 員	外 務 省
<p>○本契約の成果物（アウトプット）如何。</p> <p>○これらの成果物については契約書に記載がなく、仕様書によって決めているとの印象を受ける。タイムチャージによる請求金額の決定を含めて、これらの点を契約書でカバーすることはできないか。</p> <p>○弁護士事務所に求める「必要となる実施体制」の中に「一般国際法に関し、十分な知見を有していること。」が含まれているが、契約した事務所のチームにかかる知見があることも確認したのか。</p> <p>○見積りの内訳書に、「所内マネジメント・対外リレーション」を役割としている者が記載されているが、この役割について説明はあったか。</p> <p>○委託した2つの業務・案件の金額の規模感は調整したのか。特に調整はせずに初案件で契約額の大半を使用したりしたのか。</p> <p>⑥-12: 「次世代査証発給・渡航認証管理システムの改修」業務委嘱</p> <p>○現在、東京オリンピック・パラリンピックの観</p>	<p>過する例は起こり得るが、まずは契約書で上限額を明確にした上で、万が一超過しそうな場合には事前の相談を義務付け、調整に臨んでいる。</p> <p>●実際には二種の業務を発注し、一方は外務省起案の意見書案に対するコメントを提出してもらい、他方は通商ルールの観点からの特定の政策の評価についての調査・分析を内容とする報告書を提出してもらった。</p> <p>●調達契約書と仕様書は一体として契約となっており、異なる定めを置いている場合には仕様書が優先されるものとなっているが、国の契約には委任契約に特化したフォーマットの設定がなく、現在使用しているフォーマットで十分にカバーできていない面もあるかと思われる。委任契約に沿った基本契約フォーマットについては今後の検討課題としてまいりたい。</p> <p>●一般国際法の知見があることを重視しており、応募事務所から提出された企画書には一般国際法に関するバックグラウンドも記載してもらい、少なくとも、国内法又はWTO法しか知らず一般国際法は分からないということではないことは確認した。</p> <p>●役割に関する具体的な説明は受けていないが、国際的な法曹活動に関与いただいている弁護士の関与により、国際的な事案における対応ぶりや見せ方、アピールの観点から関与していたと認識している。</p> <p>●選定事務所と事業開始時に相談し、おおよそ契約額の半分をそれぞれに使用した。</p> <p>●オリ観アプリは、OCHA (Online Check-in</p>

委 員	外 務 省
<p>戦者向けアプリケーション（以下：オリ観アプリ）は使用されているか。</p> <p>○本件システム改修した機能は、オリンピック・パラリンピック終了後は、使用できないのか。</p> <p>①-1：「『領事業務情報システム』に関連する顔認証精度検証」業務委嘱</p> <p>○一者応札の理由如何。</p> <p>○受託者（JBMI A）のホームページの組織図には、委員会や部会等が掲載されているが、どの部署が今回の業務を行ったのか。</p> <p>○会員企業に再委託しているのか。</p> <p>○何種類かソフトを購入し、どれが優れているかを検証したのか。</p>	<p>and Health report App）と名称が変わり、現在、オリンピック・パラリンピック関係者及び選手に対して使用している。</p> <p>●OCHAは、オリンピック・パラリンピック終了後も使用する予定であり、次世代査証発給・渡航認証管理システムについても、再度、OCHAと連携する可能性を検討している。その場合は、本件改修を活用する予定である。</p> <p>●本件業務は、①複数の顔照合システムの調達、②右システムを稼働するハードウェアの調達、③顔照合システムの精度を比較検証する技術専門委員会の設置、④技術専門委員会の指示に基づく顔照合システムの操作、が含まれ、比較的高度な専門性が求められたことが一因と考えられる。なお、潜在的な業者から聴取したところでは、業務が多岐にわたること、また専門性があることから、応札を検討したが控えたとのことであった。選定事務所と事業開始時に相談し、おおよそ契約額の半分をそれぞれに使用した。</p> <p>●バイOMETRICSデータなどを扱っている委員会が行った。</p> <p>●会員企業に再委託するのではなく、JBMI Aが主体となって行った。</p> <p>●どのソフトが優れているかを検証するのではなく、現在市場で調達可能な顔認証技術がどの程度の精度を有しており、外務省が導入する際、こういった運用が可能かなどを事前に調査するために行った。</p>